

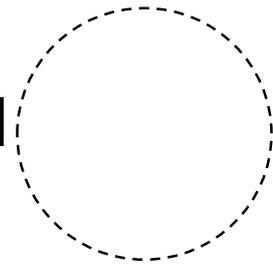
【固定資産税】 相続人代表者届出書及び現所有者申告書

福津市長 あて

令和 年 月 日

地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人に係る固定資産税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を次のとおり届け出ます。併せて同法第384条の3並びに福津市税条例第74条の3に規定する現所有者を申告します。

受付印



被相続人(亡くなった人)	
フリガナ	
氏名	
住所	
生年月日	T・S・H 年 月 日

宛名番号

相続人(現所有者)の代表者		
フリガナ		
氏名		
住所		
生年月日	S・H・R 年 月 日	続柄
電話番号		
個人番号 (マイナンバー)		

宛名番号

納付方法 今後の	1. 納付書継続	2・5→新たに口座振替をお申し込みください。 4 →口座廃止を届出ください。納付書をお渡します。
	2. 納付書→口座	
	3. 現在の口座継続	
	4. 口座→納付書	
	5. 口座変更	

※税務課処理欄

受付	eAD入力	CH	備考欄

★裏面に続きます

代表者以外の相続人（現所有者）			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			S・H・R 年 月 日
住所			個人番号(マイナンバー)
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			S・H・R 年 月 日
住所			個人番号(マイナンバー)
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			S・H・R 年 月 日
住所			個人番号(マイナンバー)
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			S・H・R 年 月 日
住所			個人番号(マイナンバー)
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			S・H・R 年 月 日
住所			個人番号(マイナンバー)
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			S・H・R 年 月 日
住所			個人番号(マイナンバー)

注意事項	
<p>固定資産税の納税義務者 固定資産の所有者が死亡した場合、相続などによる所有権移転登記が完了するまでは、相続人が賦課期日（1月1日）において固定資産を現に所有する者（地方税法第343条第2項）つまり固定資産税の納税義務者となります。</p>	
<p>相続人代表者の指定と共有者の連帯納税義務 地方税法第9条の2第1項より、相続人が二人以上あるとき、被相続人の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者（相続人代表者）を指定することができます。賦課期日（1月1日）以後、共有物の所有者は、連帯して納税義務を負います。（地方税法第10条の2第1項）</p>	
<p>相続人代表者の届出と現所有者の申告 地方税法第384条の3並びに市税条例第74条の3より、固定資産の現所有者（相続人全員）を申告する制度ができました。本用紙は、固定資産税の相続人代表者の届出と現所有者の代表者の申告を兼ねます。届出以後、例年当初の納税通知書等は、代表者へ送付します。</p>	
<p>相続登記 本届出では登記されないため、必ず法務局にてお手続きください。 なお、賦課期日（1月1日）までに法務局で移転登記した場合、移転登記の情報が法務局から市役所へ届き、次年度より所有者が変更されます。そのため届出の必要はありません。</p>	